

徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋
における管理業務の処理基準

令和 7 年 9 月

山 口 県

目 次

I	管理運営業務関係	1
第 1	使用許可等	1
第 2	施設運営	4
第 3	利用料金	6
II	維持管理業務関係	7
別紙 1	徳山漁港施設使用許可の更新について	10
別紙 2	徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋利用者決定の取扱いについて (利用者募集)	11
別紙 3	係留者名簿	12
別紙 4	徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋の利用に係る遵守事項	13
別紙 5	苦情処理状況 (R8 年 4 月～R13 年 3 月)	15
別紙 6 (その 1)	利用料金承認申請書	16
別紙 6 (その 2)	利用料金変更承認申請書	17
別紙 7	徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等における 日常管理の監視・点検業務細目	18
別紙 8	告示において規制される船舶の種類及び箇所の概要	19

指定管理者が行う徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋（以下「浮棧橋」という。）等の管理業務の処理内容は、この基準に定めるとおりとします。

I 管理運營業務関係

第1 使用許可等

1 使用許可申請等の手続の問い合わせ対応

(1) 更新手続

現に山口県漁港管理条例（昭和35年山口県条例第47号。以下「条例」という。）第12条の2第1項の規定による許可（以下「使用許可」という。）を受けて浮棧橋を利用している者（以下「利用者」という。）については、使用許可が当該年度ごとになされるため、浮棧橋の使用を継続する場合は、その更新手続をする必要があります（条例第12条の2第1項）。

更新手続は、甲種漁港施設使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）に船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条の船舶検査証書の写しを添えて提出させること。

ア 更新手続の通知

1月下旬に利用者に対して翌年度も引き続き使用許可を受ける場合は更新の手続が必要となる旨を葉書等で通知すること。

当該葉書等には次の事項を記載して通知すること。（別紙1参照）

①更新に係る受付期間

②受付場所

③申請に必要なもの

④使用を廃止するときは廃止届の提出が必要となること。

イ 更新手続の問い合わせ対応

更新に係る使用許可申請書の受付期間は2月中とし、使用許可申請書の様式の入手方法、申請に必要な添付書類等に関する利用者からの問い合わせに対応すること。

(2) 年度途中で船舶を替えようとする場合の更新手続

利用者が使用許可を受けている年度の途中で買い替え等により船舶を替えようとするときは、新規の使用許可の手続が必要となります。

そこで、利用者からその旨の申出があったとき、又はその事実を確認したときは、利用者に新規の使用許可の手続が必要となる旨を説明し、使用許可の手続をとらせること。また、当該手続について、利用者からの問い合わせに対応すること。

(3) 新規の使用許可手続

ア 浮棧橋の使用の廃止の届出があり、係留場所に空きが生じた場合は、新規に浮棧橋を利用する者（以下「新規利用者」という。）を随時募集し、決定すること。

イ 利用者の募集は、県のホームページ（別紙2参照）並びに周南市及び下松市の広

報紙に公募の内容を掲載して周知することとしていますが、指定管理者においても住民に周知する措置を講ずること。両市の広報紙への掲載依頼は、指定管理者において行うこと。

ウ 両市の広報紙に掲載された紙面については、指定管理者において両市からその写しを入手し県に送付すること。

(4) 使用の廃止の届出手続

浮棧橋の使用許可を受けた者がその使用を廃止したときは、その廃止の日から 10 日以内に甲種漁港施設使用廃止届（以下「廃止届」という。）を提出させること。

利用者から浮棧橋の使用を廃止する旨の申出があったとき、又はその事実を確認したときは、当該利用者に対し廃止届の提出が必要となる旨を説明し、その提出を求めること。また、当該手続について、利用者からの問い合わせに対応すること。

2 申請書等の様式の作成・交付

(1) 更新手続

利用者から使用許可の更新手続（年度途中で船舶を替えた場合を含む。）に当たり使用許可申請書の様式の交付を求められたときは、当該様式を受付場所において交付すること。使用許可申請書の様式については、指定管理者のホームページでダウンロードすることができるようにしておくことが望ましいこと。

(2) 使用の廃止の届出手続

利用者から浮棧橋の使用を廃止する旨の申出があったとき、又はその事実を確認したときは、当該利用者に対し廃止届の様式を交付し、提出を求めること。

なお、廃止届の様式については、指定管理者のホームページでダウンロードすることができるようにしておくことが望ましいこと。

(3) 様式の作成

使用許可申請書及び廃止届の様式は、指定管理者において作成し、受付場所に交付用の様式として備え置くこと。

3 申請書等の受付

(1) 更新手続及び新規の使用許可申請手続

ア 更新手続を行う利用者又は新規の使用許可申請手続を行う新規利用者から、使用許可申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出があったときは、使用許可申請書の記載漏れや記載誤り、添付書類の添付漏れ等がないか確認を行い、不備があったときは申請書等を提出した者に対して補正を求めること。

申請書等の内容に問題がないことを確認した上で受理すること。

なお、現に使用許可を受けている利用者の更新手続については、前年度の使用許可に係る申請内容と同じであることを確認すること。

イ 更新手続の受付は、申込者の便宜を図るため、周南市役所（産業振興部水産振興

課内) 及び下松市役所(地域振興部農林水産課内)においても行うので、両市に提出のあった申請書等の取りまとめは、指定管理者において行うこと。

(2) 使用の廃止の届出手続

利用者から廃止届の提出があったときは、廃止届の記載漏れや記載誤り等がないか確認を行い、不備があったときは廃止届を提出した者に対して補正を求めること。

廃止届の内容に問題がないことを確認した上で受理すること。

4 使用許可、不許可、許可の取消しに係る審査・決定

(1) 更新手続及び新規の使用許可手続

ア 更新手続を行う利用者又は新規の使用許可申請手続を行う新規利用者から提出のあった申請書等を受理したときは、速やかに次の審査基準により使用許可の審査を行うこと。

審査基準に適合し使用許可を行うことを適当と判断するときは、申請書等を提出した者に対し、使用許可書を作成し交付すること。

イ 審査基準は、申請により求められた許可をするかどうかを条例の定めに従って判断するために必要とされる基準であり、指定管理者において定めることとなりますが、次の従前の基準に準じて定めること。また、審査基準は申請の提出先とされる事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないこと(山口県行政手続条例第4条第1項、第3項)。

〔浮桟橋の使用許可の審査基準(参考)〕

① プレジャーボートを所持し又は使用し、その使用に可能な船舶免許を有していること。

② 浮桟橋に著しい障害を及ぼすおそれのない規模の船舶であること。

ウ 更新手続

既に使用許可を受けている利用者が更新手続を行う場合にあっては、使用許可申請書の記載内容が既に使用許可を受けた現行の内容と同じであることを確認したときは使用許可を行うこと。

使用許可申請書の記載内容について、既に使用許可を受けた現行の内容と変更があったときは、その事項について利用者に確認を行うとともに、審査基準に適合していることを確認の上、使用許可を行うこと。

更新手続の場合、既に使用許可を受けた内容と同じであるのが一般的ですが、買い替え等により船舶を替えた場合に新規の使用許可手続をとっていないことも考えられます。その場合は、新規の許可申請として審査基準に適合していることを確認した上で使用許可をすること。審査基準に適合していないときは、不許可処分を行うこと。

エ 新規の使用許可手続

使用許可申請書の提出があったときは、許可基準に適合していることを確認した上で、使用許可を行うこと。

(2) 使用許可の取消し手続

ア 使用許可を受けた利用者が許可基準、許可条件に違反する行為を行ったときは、使用許可の取消しを行うこと。（条例第14条）

イ 使用許可の取消しを行う場合は、使用の許可を受けた者が使用の許可に付した条件に違反した場合及び偽りその他不正な手段により使用の許可を受けた場合（条例第14条第1項第4号及び第5号）が該当しますが、次のような事例が考えられます。

- ① 利用者が船舶免許を有しなくなったとき。
- ② 係留船舶の大きさが当該係留場所の制限を超えることとなったとき。
- ③ 漁港施設を滅失し又は損傷した場合において、県にその旨の届出がないとき。
- ④ 漁港施設用地を不法に占用する等条例の規定に違反しているとき。

ウ 使用許可の取消しを行うことは、山口県行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分に該当し、行政庁が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について意見陳述のための聴聞手続をとらなければならないこと（同条例第12条第1項第1号イ）。

エ 使用許可の取消しは、聴聞手続を経て、使用許可の取消しを行うことが適当とされた利用者に対して、指定管理者が指令書を交付して行うこと。

5 許可書等の作成、交付

(1) 許可書の様式

ア 許可書は、指定管理者の名義で作成することになりますが、その記載内容は条件を付して使用を許可する旨、不服申立等に係る教示のほか、許可事項、許可条件及び利用料金の額であること。

イ 許可条件は、指定管理者において付すること（条例第15条第1項第3号）。

ウ 利用料金は、県の承認を受けて指定管理者の決定した額とすること。

(2) 係留者名簿の作成

許可書の作成に当たっては、利用者に係る諸事項を整理の上、係留者名簿（別紙3）を作成すること。

(3) 許可書の交付・送付

申請者ごとに作成した許可書は、申請者に交付すること。一般的には、申請者の住所あてに郵送することになりますが、その際、利用料金の額を明示した請求書兼納入書等を同封すること。

第2 施設運営

1 利用者の遵守事項

利用者が浮栈橋等を利用するに当たり遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）は、別紙4のとおりであり、県において決定します。

利用者からの遵守事項に関する問い合わせに関しては、これにより対応すること。

2 苦情の処理

- (1) 浮棧橋等の利用に関する利用者からの苦情、問い合わせの処理については、指定管理者の設置した事務所が窓口となって行うこと。

令和6年4月から令和7年3月までの1年間の苦情処理の状況は別紙5のとおりです。

- (2) 苦情等については、その内容を相手方から正確に把握し、指定管理者において処理できるものは、速やかに処置すること。指定管理者において処理することが困難であると思料されるものは、県に確認を行うこと。
- (3) 苦情の処理については、その処理の内容を書面に記録しておくこと。

3 緊急時の連絡

- (1) 津波注意報又は波浪、高潮、津波、暴風雨等の警報発令時においては、浮棧橋等の損壊等、緊急な対応を必要とする事態が生じていないか、指定管理者において確認すること。
- (2) 確認の結果は、必要に応じて県に電話により通報すること。通報時には、その事態の具体的な状況、管理上の影響、指定管理者のとした措置等を通報すること。

4 施設・設備管理経費支払

照明灯等に係る電気使用料、トイレ等に係る上下水道使用料は、指定管理者において負担し、支払をすること。

5 利用者等との連絡調整

- (1) 徳山漁港利用促進協議会の開催等

ア 徳山漁港の利用の円滑化を図るため、県では、県、周南市、下松市、関係漁協、浮棧橋利用者団体、地元自治会等の代表者を構成員とする徳山漁港利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置しています。

協議会は、必要に応じて、周南市内で県主催により開催しており、徳山漁港における管理状況、浮棧橋の利用基準等、漁港の管理に関する事項の報告・協議を行っています。

イ 協議会の開催決定、協議会への報告事項の決定等、協議会の運営は県において行いますが、協議会開催に係る補助業務は指定管理者において行うこと。

ウ 協議会は周南市において開催しており、協議会の開催場所の確保、会場使用料の支払、出席者に対する湯茶等の提供は、指定管理者において行うこと。

エ 協議会の開催通知の送付、協議会での配付資料の作成・準備、当日の進行は、県において行いますので、指定管理者においては、その事務補助を行う者1名以上を会場に配置すること。

オ 協議会の開催後、浮棧橋の利用者全員に協議会の開催結果を「お知らせ」として文書により通知し、周知することとしています。通知する文書は県において作成しますので、指定管理者においては当該文書を全利用者に送付すること。

(2) その他円滑な施設の運営に必要な業務

ア 施設の運営に関しては、浮桟橋利用者団体からの相談、問い合わせや協議の申入れが指定管理者に対してなされることがありますので、指定管理者はこれらに適切に対応すること。相談等の内容が指定管理者のみで処理することができないものであるときは、適宜県に協議すること。

イ 施設の運営その他管理に関する事項について、県は、指定管理者と連絡調整のための協議、打合せ等を行う場合がありますので、指定管理者はこれらに適切に対応すること。

第3 利用料金

1 利用料金の設定

- (1) 指定管理者は、業務を開始する前に条例で定められた範囲内で利用料金を決定することになりますが、事前に知事に利用料金を記載した承認申請書（別紙6）を提出して、知事の承認を得ておくこと。承認申請書には、利用料金の算定資料を添付すること。
- (2) 次年度以降において、利用料金の改定を行う場合にあっては同様に知事の承認を受けておくこと。利用者にも事前に周知しておくこと。

2 利用料金の徴収

(1) 利用料金の請求

利用料金は、施設の使用の対価として、利用者が指定管理者に対して支払う料金で、指定管理者が収入として収受するものです。

利用料金の請求は、使用許可書を利用者に交付・送付する際に併せて書面（請求書兼納入書等）により行うこと。指定管理者の発行する請求書兼納入書等の様式は、指定管理者において作成すること。

(2) 利用料金の収受

ア 利用者からの利用料金の支払は、指定管理者の発行する納入書により、指定管理者が開設した特定の金融機関の一の口座（以下「専用口座」という。）への振込又は指定管理者の事務所の窓口での現金支払によるものとする。

イ 専用口座は、当該施設の管理業務に係る一の専用口座とし、それ以外の目的での当該口座の利用は行わないこと。

専用口座を開設する特定の金融機関は、銀行、信用金庫その他いずれの金融機関でも差し支えありませんが、利用者の利便性を考慮した金融機関にすること。

(3) 利用料金の支払督促

利用料金は、指定管理者の収入として収受される私法上の債権であるため、支払期限までに利用者から支払がないときは、指定管理者において支払のない利用者に支払の督促を行い、収納の確認を行うこと。

Ⅱ 維持管理業務関係

1 トイレ、駐車場等の清掃

(1) トイレの清掃

トイレの清掃、トイレットペーパーの補充等を定期的に行うこと。

(2) 駐車場・管理棟の清掃

駐車場・管理棟の清掃を定期的に行うこと。

2 植栽管理

港内の植樹帯及び駐車場の背後地の雑草について、定期的に草刈りをする事。

3 一般廃棄物処理

港内の植栽、駐車場、その背後地に放置されたゴミ（不燃物を含む。）があるときは、指定管理者において除去すること。

4 監視、点検等

(1) 浮棧橋、連絡橋等の監視、見回り、安全点検

浮棧橋、連絡橋等について損傷等がないか、使用上の安全性に問題はないか、施設を利用する場合の遵守事項違反はないか等の点検を定期的な見回りにより行うとともに、浮棧橋及び連絡橋の安全性の点検を定期的に行うこと。

(2) プレジャーボート（P B）、駐車場の監視、見回り

ア P Bの監視

使用許可を受けていない者の船舶による浮棧橋の利用はないか、浮棧橋を使用するP Bの係留方法等について使用上の問題はないか、港内での速度規制（3ノット以下）及び徐行を遵守しているか等の監視を定期的な見回りにより行うこと。

使用許可を受けない不法係留船舶を確認したときは、当該船舶の除去等の手続が必要となりますので（条例第14条第1項第3号）、速やかに県に連絡・報告を行うこと。

イ P Bの係留場所の確認・指導

許可指定場所以外の係留はないかの確認、許可指定場所以外に係留しているP Bの移動等の指導を定期的な見回りにより行うこと。

ウ ゴミ等の持ち帰りの奨励と監視

浮棧橋の利用者に対するゴミ等の持ち帰りの奨励、ゴミ等の投棄監視を定期的な見回りにより行うこと。

エ 駐車場等陸上施設の点検、見回り

駐車場等の漁港施設用地への船舶の放置、工作物の設置等はないか等、陸上施設の点検を定期的な見回りにより行うこと。

オ 外来者の事故防止のための指導

必要に応じて外来者に対して事故防止のための指導を定期的な見回りの際に行うこと。

(3) 上下水道・外灯の点検

上下水道の利用に支障はないか、点灯しない外灯はないか等、上下水道、外灯の点検を定期的な見回りにより行うこと。

(4) 監視、点検の方法

ア 管理記録の作成等

指定管理者における浮棧橋等の監視、点検については、別紙7の監視・点検業務細目を参考にその実施状況を管理記録として作成すること。

イ 不法行為者の通報

浮棧橋等を損傷する者があるときは、その行為者、態様等を確認の上、直ちに県に通報すること。

漁港施設を滅失し又は損傷した者は、直ちに知事に届け出なければならないとされていますので（条例第3条第1項）、当該者に対して届出を指導すること。

ウ 放置物の移動等が必要な場合の報告

- (7) 徳山漁港区域内の水域のうち、浮棧橋の設置されている水域は、船舶を捨て又は放置してはならない区域として指定しており、使用許可船舶以外の船舶の放置・投棄は禁止されています（漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項第2号／別紙8）。

使用許可船舶以外の船舶の係留があるときは、その移動等に関する処置が必要となりますので、速やかにその船舶の確認を行い、県に連絡・報告をすること。

- (イ) 船舶以外の漂流物その他の物件が浮棧橋周辺の水域にあることを認めたときは、当該物件の状況及び所有者又は占有者を把握すること。当該物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、所有者等に対して、県において除去命令を発することがあります（条例第8条）。
- (ウ) 駐車場及びその周辺の用地に放置自動車があるときは、その撤去を行う必要がありますので、その放置の経緯、状況、車のナンバー等を確認の上、県に報告すること。

5 施設・設備の補修等

- (1) 浮棧橋等の施設・設備の整備は、県において行いますので、指定管理者においては施設・設備の補修を行うこと。

- (2) 補修は、次の(3)のアンカーロープの補修及び災害時の補修を除き、保守・点検の結果、一部損傷等が認められる箇所のうち1箇所当たりの補修費が15万円以下の軽易なものについては指定管理者が行うものとします。それ以外の1箇所当たりの補修費が15万円を超える施設・設備の補修については、県において行うものとします。

具体的な補修の対応については、その都度、県に協議すること。

- (3) アンカーロープの補修については、通常5年ごとに指定管理者において交換すること。また、アンカーロープは、係留場所ごとの係留船舶によって耐久性に違いが出ますので、利用者からのアンカーロープのゆるみ、損傷の程度等に関する問い合わせ等は、指定管理者で適切に対応し、定期的な交換の時期にかかわらず、交換の必要が認められる場合は、当該係留場所のアンカーロープの交換を行うこと。
- (4) アンカーロープの補修工事の施行に当たっては、係留船舶の一時的な移動、移動先における係留場所の確保が必要となりますので、あらかじめ県に当該工事の施行方法について協議すること。
- (5) アンカーロープの点検は、年に1回、指定管理者において潜水調査を実施すること。潜水調査は、潜水業者に業務を委託して実施することが考えられます。
- (6) 係船用のロープ（係留船舶とアンカーロープ先端の滑車をつなぐロープ）は、利用者において取り付け、又は交換するものとしています。したがって、指定管理者において係船用ロープの交換は行う必要はないこと。

浮棧橋係留者 各 位

令和 8 年 1 月

〇〇〇〇課

**徳山(居守)漁港施設使用許可の更新について
(お知らせ)**

令和 8 年度の徳山漁港施設使用許可の更新時期となりましたので、お知らせします。

引き続き利用される方は更新申請を、使用を止められる方は廃止届の提出をお願いします。

記

○受付期間 令和 8 年 2 月 2 日(月)～27 日(金)

○受付場所 〇〇事務所〇〇〇〇課

○申請に必要なもの
使用許可申請書
船舶検査書の写し
印鑑

徳山漁港・プレジャーボート用浮棧橋利用者募集について

ページ番号：0021954 更新日：2024年2月1日更新

概要

徳山漁港（周南市大字大島字居守）のプレジャーボート用浮棧橋の利用者の募集を行っています。

[徳山漁港の写真](#)

募集内容

大型プレジャーボート（セーリングヨット）＜船長11m以下、船幅3.7m以下、重量7.8トン以下＞

中型プレジャーボート＜船長9m未満、船幅3.0m以下、重量5.0トン以下＞

小型プレジャーボート＜船長9m未満、船幅2.4m以下、重量3.0トン以下＞

船体管理について

自己責任・自己管理を基本とした施設です。詳しくは[施設利用上の遵守事項](#)をご覧ください。

利用期間

令和6年3月31日まで ※毎年更新可能

利用料金

大型プレジャーボート（セーリングヨット） 98,400円 / 年

中型プレジャーボート 78,000円 / 年

小型プレジャーボート 61,200円 / 年

申込に必要な書類

- 日本小型船舶検査機構が交付した船舶検査証書の写し
- 船舶免許証の写し
- 小型船舶登録事項通知書の写し など

申込資格

- 現在プレジャーボートを所有し又は使用している県内に住所を有する者で、現に徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋の使用許可を有していないもの。※所有者にあたっては、日本小型船舶検査機構が交付した船舶検査証書の「船舶所有者」欄に記載された者

- プレジャーボートが法人の所有である場合の申込者は、その主たる事務所が県内にある法人にあってはその法人の代表者、その主たる事務所が県外にある法人にあっては県内にある事業所の代表者
- プレジャーボートの所有者と使用者が異なる場合で使用者が複数であるときは、その代表者（1名）

申込受付期間

随時募集しています。

お申し込み先

山口県漁業協同組合周南統括支店（お申し込みの手続については、山口県漁業協同組合周南統括支店までお問い合わせください。）

お問い合わせ先

- 山口県漁業協同組合周南統括支店
〒745-0025 周南市築港町11-17
Tel：0834-21-0273/Fax：0834-32-0620
- 山口県農林水産部漁港漁場整備課漁港管理班 担当：清水・小玉
〒753-8501 山口市滝町1-1 県庁本館棟10階
Tel：083-933-3560/Fax：083-933-3579
E-mail：a16600@pref.yamaguchi.lg.jp

係 留 者 名 簿

大・小	棧橋番号	制限長	制限適用	使用開始	申請日	船名	住所	申請者氏名	使用者氏名	連番	登録番号	団体	長さ	備考

徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋の利用に係る遵守事項

1 係留可能なプレジャーボート

- (1) 小型船用浮棧橋（100隻）
 - ① 船長6m以上9m未満（船幅2.4m以下、重量3トン以下）
 - ② 船長6m未満（船幅2.4m以下、重量3トン以下）
- (2) 中型船用浮棧橋（8隻）
船長9m未満（船幅3.0m以下、重量5トン以下）
- (3) 大型船用浮棧橋（24隻）
船長11m以下（船幅3.7m以下、重量7.8トン以下）

2 施設使用の要件

- (1) 現に船舶を所有し又は使用している県内に住所を有する者であること。
- (2) 船舶は、日本小型船舶検査機構の検査を受けた船舶であること。
- (3) 船舶使用者は、小型船舶操縦士の免許所持者であること。
- (4) 施設利用上の遵守事項が守られる者であること。

3 申請者

- (1) 申請者は、県内に住所を有する船舶所有者又は船舶使用者とする。
※船舶所有者にあっては、日本小型船舶検査機構が交付した船舶検査証書の「船舶所有者」欄に記載された者
- (2) 船舶が法人の所有である場合の申請者は、その主たる事務所が県内にある法人にあってはその法人の代表者、その主たる事務所が県外にある法人にあっては県内にある事業所の代表者とする。
- (3) 船舶の所有者と使用者が異なる場合で使用者が複数であるときは、その代表者（1名）が申し込むこととする。

4 遵守事項及び事故防止

- (1) 施設を利用する場合の遵守事項
 - ア 浮棧橋への鉤等の打ち付けや構造物等の設置の禁止
 - イ 浮棧橋への運搬車（台車）、ポリタンク等の放置の禁止
 - ウ 許可指定場所以外の係留禁止
 - エ トイレ・水道施設の使用後の確認
 - オ 駐車場の枠内駐車
 - カ 施設を毀損した場合の届出
- (2) 漁港内の環境保持
 - ア 駐車場以外の不法駐車 of 禁止
 - イ 漁港施設用地への船舶放置及び営造物等の建設・設置の禁止
 - ウ 早朝・夜間における車のエンジンの長時間駆動の禁止
 - エ 油、ゴミ等の投棄の禁止
 - オ スピーカー、ラジオ等の音量規制
 - カ 港内美化の励行（ゴミの持ち帰り等）

(3) 港内での事故防止対策

- ア 速度規制（3ノット以下）及び徐行
- イ 海上安全指導員の活動による指導の遵守
- ウ 瀬戸内海小型船安全協会への加入

(4) 自己責任による船体管理

- ア 船舶の滅失、毀損等の管理責任
- イ 盗難の防止対策
- ウ 船体保険、賠償責任保険等の加入
- エ 波浪、高潮、津波、暴風雨等非常時の対応については、船舶所有者各自の判断で対処すること。

5 その他

(1) 許可権利の継承

- ア 係留許可後、次の場合は許可の権利が消滅する。
 - (ア) 申請者が死亡等により船舶の所有又は使用ができなくなったとき。
 - (イ) 船舶の譲渡等により船舶の所有者が変更したとき。
 - (ウ) 更新申請において、前回の所有者と異なった者が申請をしたとき。
 - (エ) 法人所有の場合は、所有者又は使用者のいずれかが変更したとき。
 - イ 上記以外の権利の継承については徳山漁港利用促進協議会の意見をもとに知事が決定する。
- (2) 船舶を替えた場合、当該船舶が次の制限内であるときは、引き続き元の場所に係留できるが、船長、船幅、重量のいずれかが次の制限を超えているときは、元の場所に係留できない。

係留場所の区分	係留船舶の制限
小 型 船 用 浮 棧 橋 (船長6m以上9m未満)	船長 6 m以上 9 m未満、船幅 2.4 m 以下、重量 3 トン以下
小 型 船 用 浮 棧 橋 (船 長 6 m 未 満)	船長 6 m未満、船幅 2.4 m 以下、重量 3 トン以下
中 型 船 用 浮 棧 橋	船長 9 m以下、船幅 3.0 m以下、 重量 5 トン以下
大 型 船 用 浮 棧 橋	船長 11 m以下、船幅 3.7 m以下、 重量 7.8 トン以下

- (3) 許可期間は最長1年間とし、更新を認める。
- (4) 更新申請の場合及び船舶を替えた場合は、新規と同じ手続とする。
なお、更新の場合は許可期間満了の日の30日前までに手続をすること。
- (5) 施設の使用を廃止したときは、廃止した日から10日以内に使用廃止届を提出すること。
- (6) 申込み・申請内容と異なった施設利用が判明した場合のほか、施設利用上の遵守事項や法令等に違反する行為を行った場合は許可を取り消すことがある。

苦 情 処 理 状 況（R6 年 4 月～R7 年 3 月）

項 目	件数	苦情の内容	対応の内容
漁港施設内の事故等	1	B 栈橋踏板の破損	代替品との交換依頼実施
漁港施設内の事故等	1	海底に障害物がある	アンカーロープ交換時に除去

利用料金承認申請書

令和 年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
指定管理者 住 所
氏 名
(電話

印
)

甲種漁港施設の利用料金を下記のとおりとしたいので、承認されたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定に基づき申請します。

記

1 浮棧橋使用料（1隻当たり）

施 設 区 分		利用区分	単 位	利 用 料 金	備 考
大型船用浮棧橋		長期使用	1年につき		
		短期使用	24時間につき		
小型船及び中型船用浮棧橋	小型船用の部分	長期使用	1年につき		
		短期使用	24時間につき		
	中型船用の部分	長期使用	1年につき		
		短期使用	24時間につき		

2 利用料金算定資料
別紙のとおり

3 実施時期
令和 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

利用料金変更承認申請書

令和 年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

指定管理者 住 所

氏 名

(電話



)

令和 年 月 日付け指令令 漁港漁場第 号で承認を受けた
甲種漁港施設の利用料金を下記のとおり変更したいので、承認されたく、地方
自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定に基づき申請
します。

記

1 浮棧橋使用料（1隻当たり）

施 設 区 分		利用区分	単 位	利 用 料 金	備 考
大型船用浮棧橋		長期使用	1年につき		
		短期使用	24時間につき		
小型船及 び中型船 用浮棧橋	小型船用 の部分	長期使用	1年につき		
		短期使用	24時間につき		
	中型船用 の部分	長期使用	1年につき		
		短期使用	24時間につき		

2 利用料金算定資料

別紙のとおり

3 実施時期

令和 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等における日常管理の監視・点検業務細目

係留施設	係留船の状況	係留方法の不備等(ロープの確認)
		き損、盗難等の被害の確認・通報
		不法係留艇の有無と注意
		長期不在艇の有無
		海面油濁、水上障害物の有無と通報
	浮棧橋の状況	全体の傾き具合の目視点検
		フロート接続部の異常と通報
		棧橋上板、足元灯の損傷、汚損の確認
		鋼管杭、渡橋の異常の有無
		冬季の凍結等の注意喚起
		釣り人(関係者外)に退去勧告
駐車場	車両の状況	長期駐車車両の確認
		騒音等迷惑行為に対する注意
		放置車両の有無と通報
		関係者以外の者に対する退去勧告
	ゴミ、汚損の状況	ゴミの投棄、落書き等の処理
	水銀灯の状況	球切れの確認と通報
	後背空地の状況	放置物、ゴミの確認と通報
		草の繁茂状況によっては草刈の実施
管理棟		施錠の確認、内部点検
トイレ		清掃の実施
		施設の破損の確認と通報
		トイレトペーパーの補充
		水道の確認
		詰りの点検、補修
一般廃棄物		定期的に処理
植樹帯		必要に応じ剪定
その他	許可事項の確認	電気設備等の無断引き込みの通報

告示において規制される船舶の種類及び箇所の概要

告示	図面番号	告示内容	概 要
二 (一)	①	(漁船以外の船舶の放置等をしてはならない区域) ■ A防波堤、A防波堤先端とC防波堤西端を結んだ線、C防波堤、E防波堤、E防波堤北端とF防波堤東端を結んだ線(以下「ア線」という。)、F防波堤、F防波堤西端とA浮棧橋先端を結んだ線(以下「イ線」という。)、A浮棧橋及び陸岸に囲まれた水域	【漁船の係留箇所】 漁船以外の全ての船舶は係留禁止 ※漁船は無許可で係留可能
二 (二)	②	(漁船以外の船舶の放置等をしてはならない区域) ■ C浮棧橋基部から護岸沿いに27メートル西の点から同浮棧橋に平行にH防波堤まで引いた線(以下「ウ線」という。)、H防波堤、I防塵防波堤及び陸岸に囲まれた漁港区域内の水域	【漁船の係留箇所】 漁船以外の全ての船舶は係留禁止 ※漁船は無許可で係留可能
三 (一)	③	(船舶の放置等をしてはならない区域) ■ A浮棧橋、イ線、G防波堤、H防波堤、ウ線及び陸岸に囲まれた水域	【PB用浮棧橋】 全ての船舶の係留禁止。ただし、浮棧橋は条例により許可を受け、係留可能。
三 (二)	④	(船舶の放置等をしてはならない区域) ■ B防波堤、E防波堤、ア線、F防波堤、G防波堤、H防波堤、I防塵防波堤及び陸岸に囲まれた漁港区域内の水域	【競艇場内】 全ての船舶の係留禁止
	⑤		【防波堤外】 規制なし

山口県告示第五百八号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三十九条第五項第二号の規定により、徳山漁港の区域内において捨て、又は放置してはならない物件及び当該物件を捨て、又は放置してはならない区域を次のとおり指定する。

平成十四年十一月八日

山口県知事 二井 関 成

一 捨て、又は放置してはならない物件
船舶

二 漁船以外の船舶を捨て、又は放置してはならない区域

(一) A防波堤、A防波堤先端とC防波堤西端を結んだ線、C防波堤、E防波堤、E防波堤北端とF防波堤東端を結んだ線(以下「ア線」という。)、F防波堤、F防波堤西端とA浮棧橋先端を結んだ線(以下「イ線」という。)、A浮棧橋及び海岸線によって囲まれた区域

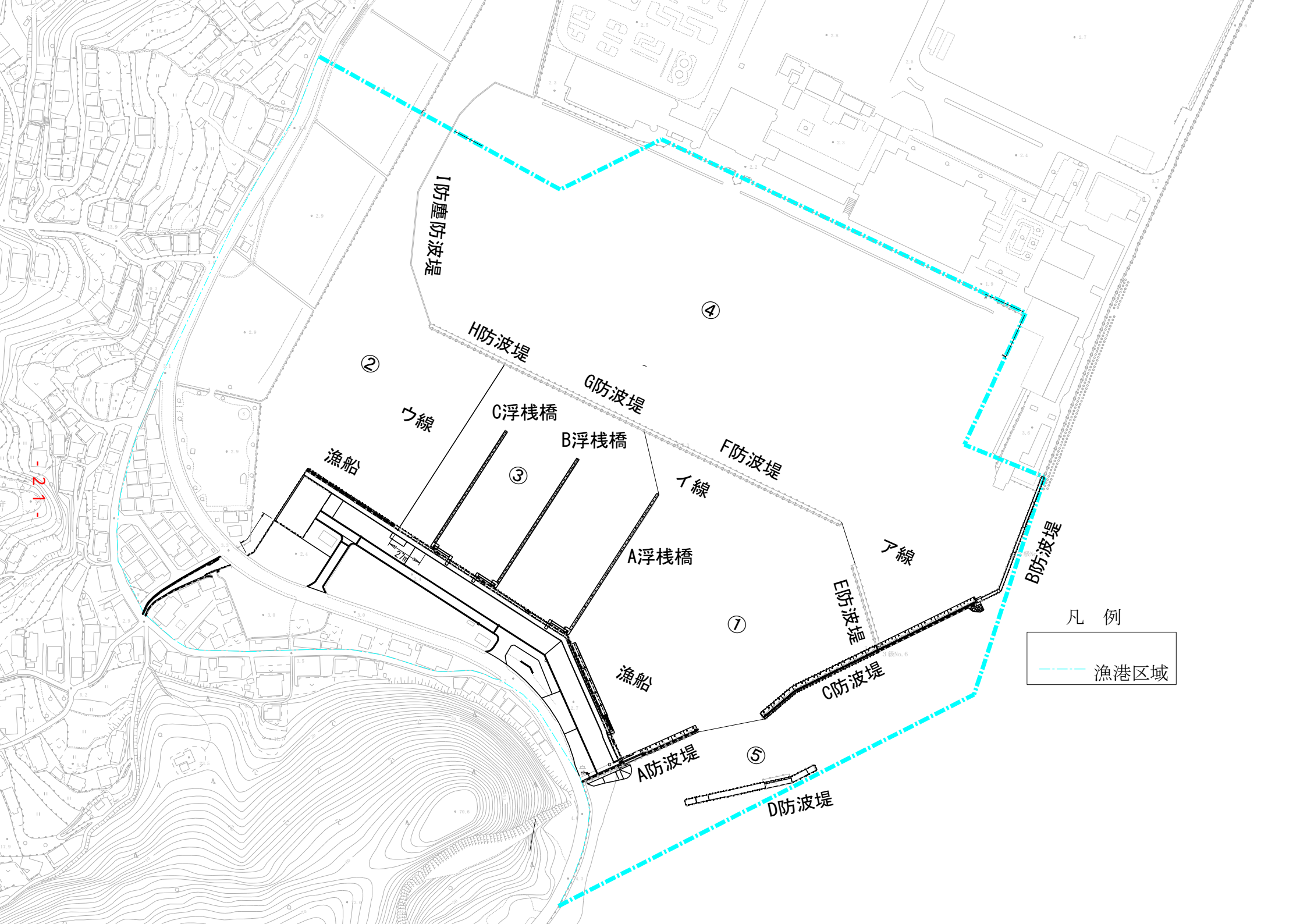
(二) C浮棧橋基部から護岸に沿って西に27メートルの点を起点とし、同浮棧橋に平行に進み、H防波堤に至る線(以下「ウ線」という。)、H防波堤、I防塵防波堤、漁港区域の境界線及び海岸線によって囲まれた区域

三 船舶を捨て、又は放置してはならない区域

(一) A浮棧橋、イ線、G防波堤、H防波堤、ウ線及び海岸線によって囲まれた区域
(二) B防波堤、C防波堤、E防波堤、ア線、F防波堤、G防波堤、H防波堤、I防波堤、漁港区域の境界線及び海岸線によって囲まれた区域

四 指定年月日

平成十四年十一月十八日



凡 例

